

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：33905

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730254

研究課題名(和文) アメリカにおける unbanked の「経済的包摂」の可能性と課題

研究課題名(英文) Economic Inclusion of the unbanked in the U.S.

研究代表者

大橋 陽(OHASHI, Akira)

金城学院大学・国際情報学部・教授

研究者番号：70350957

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、金融自由化が所得不平等拡大と軌を一にしてきたことを踏まえ、アメリカにおける低所得層の金融排除の実態を明らかにすることである。賃金・給料の受取や請求書の支払といった日常生活において、銀行口座の必要性は増しているにもかかわらず、銀行から排除されている人々がいる。

アンバンクドは、中間層に上昇するために不可欠な経済的基盤を奪われていることを意味する。信用履歴構築、資産形成、低利の融資を受けることが困難だからである。中間層の崩壊と社会的紐帯の切断がアメリカの大きな課題となっている。アンバンクドの人々に銀行口座を提供する「経済的包摂」が重要課題であるのは、そのためにほかならない。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research project is to investigate the actual state of financial exclusion among low- and moderate-income households in the U.S. Financial exclusion has been caused mainly by increasing income inequality, coupled with financial liberalization and market forces. Although the significance of banking accounts has increased, there exist not a small number of people who do not have access to mainstream financial institutions.

The unbanked, which points to the person who does not have a checking or saving account, implies that economic capabilities are being deprived. Banking accounts are essential to the financial lives among the middle class. Without them, it is difficult to build credit history, accumulate wealth, and obtain low interest loans. Now, middle class is deteriorating, thus the social bond is unwinding. Accordingly, economic inclusion initiatives, that bring the unbanked into banking system, are critical challenges both theoretically and practically.

研究分野：経済学

キーワード：アメリカ 金融規制 アンバンクド アンダーバンクド 金融排除 ペイデイローン 伝統的金融サービス 代替的金融サービス

1. 研究開始当初の背景

途上国を中心に世界で20億以上の成人が、基礎的金融サービスへのアクセスをもっていない。2009年9月、ピッツバーグで開催されたG20の首脳声明では、事態を打開するため、携帯電話や銀行業務代行業を活用した「金融的包摂」(financial inclusion)への取り組みが表明された。しかしながら、こうした問題は途上国に限られず、皮肉にも、金融システムが成熟し、先端的な金融技術の開発・普及の発信地にほかならないアメリカでも深刻である。

連邦預金保険公社(FDIC; Federal Deposit Insurance Corporation)のレポートによると、全世界の7.7%に相当する900万世帯、1700万の成人が銀行口座をもたない状態である。これらの家計をアンバンクドと呼ぶ(unbanked)さらに17.9%に相当する2100万世帯、4300万の成人が銀行サービスを十分に受けられない状況にある(FDIC [2009])。こうした家計はアンダーバンクド(underbanked)と呼ばれている。アンバンクドとアンダーバンクドを合わせて、6000万の成人が十分な金融サービスを受けられていないことになる。

2. 研究の目的

(1) これら全体的な数字には、地域、人口動態、所得、教育達成度、そして人種・エスニシティ上の特性による大きな差が隠されている。とくに急増しているヒスパニックにおいてはアンバンクドが19.3%、アンダーバンクドが24.0%にも上る。

経済的格差の拡大と人種・エスニシティの相違を主な要因として、中間層の崩壊と社会的紐帯の切断がアメリカの大きな課題となっている。アンバンクドは、中間層に上昇するために不可欠な経済的基盤を奪われていることを意味する。信用履歴構築、資産形成、低利の融資を受けることが困難だからである。アンバンクドの状態にある人々に銀行口座を提供する「経済的包摂」(economic inclusion)が重要課題であるのは、そのためにもほかならない。

(2) ここで、銀行や信用組合を伝統的金融サービス機関(TFSIs; Traditional Financial Service Institutions)と呼ぶのに対して、銀行ではないがそれと類似したサービスを提供する機関を代替的金融サービス機関(AFSIs; Alternative Financial Service Institutions)と呼ぶ。AFSIsには、送金業者、小切手換金業者、ペイデイローン業者、プリペイド・デビットカード業者、質店などが含まれる。

- TFSIs が多くのアンバンクドを生み出した要因を明らかにする。
- 2000年代に入り急増しているAFSIsが、いかにしてアンバンクドの人々の金融ニーズを満たしているのかを明らかに

する。

- TFSIsの「経済的包摂」の取り組みの成果と課題について、実証的に明らかにし、他への適用可能性について理論的に検討する。

3. 研究の方法

3年にわたる研究期間で実施した本研究は、最終的に「経済的包摂」の可能性と課題を明らかにすることを研究目的としたものである。研究目的は前述の具体的な3つの研究課題で構成されているが、その課題は各年度の研究計画におおまかに対応したものである。

方法としては、文献・統計調査を前提にして、(a)金融規制当局、(b)伝統的金融サービス機関(TFSIs)、(c)代替的金融サービス機関(AFSIs)などを対象に、現地での聞き取りを中心にして、調査、分析を進めた。

(a)金融規制当局について、「経済的包摂」に関し、財務省と連邦預金保険公社(FDIC)が連携しつつも独自の取り組みを行っている。財務省は、2002年に8つの地域で実験的なFirst Account Programを開始した。他方、FDICは、コミュニティ再投資法(CRA; Community Reinvestment Act)に基づいて金融機関の評価・監視を行うほか、2年に1度、アンバンクドに関する全国調査を義務づけられている。そしてFDIC Economic Inclusion Initiativeを手がけている。

(b)TFSIsは、営利目的の銀行と、非営利目的の信用組合に大別される。業界団体として代表的なのは、全米銀行協会(American Bankers Association)、全米信用組合協会(Credit Union National Association)である。

(c)AFSIsには、送金業者、小切手換金業者、ペイデイローン業者、プリペイド・デビットカード業者、質店などが含まれる。AFSIsは、金融商品・サービスごとに個別に業者が存在するというよりも、むしろ個別事業者が多様な金融商品・サービスを提供しているといえる。そうした意味で、AFSIsという用語よりも、実際の分析概念、方法としては、代替的金融サービス(AFS; Alternative Financial Service)という用語のほうが有用であろう。

4. 研究成果

(1) 2008年9月にクライマックスを迎えた世界金融危機の一因には、住宅バブルを許した金融システムの失敗と、リスクを適切に管理しえなかった金融規制・監督の失敗があった。それに対応して、2010年7月21日、ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法(以下、ドッド=フランク法)が成立した。

同法は、ニューディール以来の抜本改革とも言われ、大手金融機関の行動規制により金融システムの安定化をはかると同時に、金融商品・サービスに対する消費者保護を確立するものである。

1970年代に始まり、1999年に完成した金

融自由化は、アメリカ型金融システムを進化させてきた。しかしながら、その進化は、営利追求と衡平のバランスを著しく欠いたものであった。サブプライム・ローン、クレジットカードなどに見られる略奪的貸付慣行の横行は上記の消費者保護が要請された所以である。

さらに、賃金・給料の受取や請求書の支払といった日常生活において、銀行口座の必要性は増しているにもかかわらず、銀行から排除されている人々がいる。アンバンクとアンダーバンク、両者を合わせると成人人口で実に 6000 万人にも及ぶのである。

以下では、金融自由化が所得不平等拡大と軌を一にしてきたことを踏まえ、低所得層の金融排除の実態を明らかにする。

(2) 1993 年から 2010 年までに、インフレ調整済みの平均実質所得は 13.8% 増加した。年率換算すると 0.7% である。ところが、最上位 1% の所得シェアは、10.0% から 23.5% に、13.5% ポイントも上昇した。最上位 1% の所得は同期間に 58.0% 増加しており、平均実質所得の増加分の 52% を占めた。したがって、最上位 1% を除く残りの 99% の人々の実質所得の増加は、6.4%、年率換算で 0.3% にとどまった (Piketty and Saez [2012])

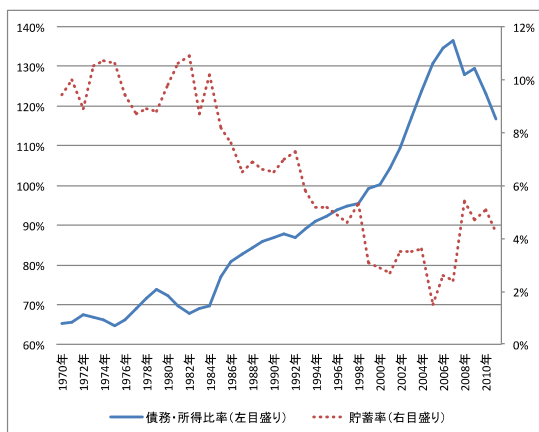


図 1 家計の債務・所得比率と貯蓄率の推移：1970～2011年

図 1 は、1970 年から 2011 年における家計の債務・所得比率と貯蓄率の推移を示している。貯蓄率が長期的な低落傾向を示してきたのに対して、債務・所得比率は上昇を続けてきた。資産効果はあるものの、貯蓄率低下は過剰消費を示すと考えられる。しかし、債務を増加させてきたのは、過剰消費というよりもむしろ所得低迷であった。所得不平等拡大に対して再分配政策による根本的な解決は行われなかった。代替的な公共政策として低金利政策は機能し、借入による消費水準の維持、債務負担増を導いたのである。

さらに、「与信の民主化」(democratization of credit) という長期的趨勢も加わった。かつて銀行は、地図上で低所得層、マイノリティ居住地域を赤線で囲い、融資対象から排除

する差別を行っていた。1960 年代の公民権運動の後押しもあり、そうしたレッドライニングなどの差別的慣行を是正するため、1968 年公正住居法、1974 年均等信用機会法、1975 年住宅抵当貸付公開法などが成立した。また、1977 年コミュニティ再投資法 (CRA) は、預金取扱金融機関に地域の融資ニーズへの対応を求め、その達成状況を監督機関が格付けすることを義務づけた。CRA の政策的評価は意見の分かれるところであるが、低所得層居住地域における住宅所有者数増加や中小企業融資の増加など、目に見える効果もあった。

「与信の民主化」は、中間層はもちろんのこと、低所得層、マイノリティ、女性、非婚者など、与信から排除されていた人々に対して障壁を除去した。しかし、実質所得成長の低迷、低金利政策、「与信の民主化」の帰結は、家計の債務・所得比率の急上昇であった。債務・所得比率は、1970 年には 65.1% であったが、1980 年代前半から上昇しはじめ、1990 年には 86.8%、2000 年には 100.4%、世界金融危機前の 2007 年には 136.7% というピークに達した (図 1)。こうした状況を、労働を福祉に結びつけたワークフェア (workfare) という合成語に倣い、債務を福祉に結びつけたデットフェア (debtfare) と呼ぶ論者もいる。しかし、危機はそうしたプロセスを限界に至らしめ、強制的、自発的なデレバレッジ (債務解消) を促したのである。

さらに、サブプライム・ローン、クレジットカードなどにおける略奪的貸付が認知され、ドッド=フランク法には消費者保護が謳われている。略奪的貸付行為とは、貸し手が借り手の情報や知識の不足につけ込み、借り手にとって不公正で詐欺的な条件で契約を締結することをいう。同法第 10 編に基づき、金融商品・サービス分野における消費者保護を強化、一元化するため、FRB 内に独立の消費者金融保護局 (CFPB; Consumer Finance Protection Bureau) が設置された。

CFPB の目的は、(a)消費者への情報提供、(b)消費者を不公正、詐欺的、濫用的行為・慣行から保護し、差別から保護すること、(c)無用な負担を減らすために規制を見直すこと、(d)預金取扱金融機関に限らず、連邦消費者金融法を統合的に執行すること、(e)消費者金融商品・サービス市場が透明かつ効率的に機能すること、これらを保証することにある。

CFPB は、消費者からの苦情申し立てを、2011 年 6 月 1 日からクレジットカードについて、同年 12 月 1 日からモーゲージ、2012 年 3 月 1 日から銀行商品・サービス、学生ローン、その他の消費者ローンについて受け付けており、2012 年後半からは非預金取扱金融機関の商品・サービスについても受付を開始することとなっていた。

(3)

① 銀行口座を開設する際、銀行は、ChexSystems などを用い、口座申請者が過去に借越をしていないか、銀行によって口座が閉鎖されていないかなどを確認する。

また、クレジットカードや各種ローンなどの利用状況を示す信用履歴によって、融資等のサービス提供の判断がなされる。代表的な FICO スコアでは、最低 300 から最高 850 までのクレジットスコアがつけられる。だいたい 620 が「プライム」(優良顧客)と「サブプライム」の境界である。信用履歴は、社会保障番号さえ分かれば問い合わせができるので、銀行だけでなく、クレジットカードの申請、住居の賃貸契約、自動車の購入など、様々な場面で参照される。現金払いをしても、即時に口座から利用額が引き落とされるデビットカードを利用しても信用履歴は形成されない。クレジットカードや各種ローンなど、毎月送付される請求書を遅滞なく支払うことでスコアが上昇する。

こうした慣行の中、銀行から排除される人々が数多く生み出してきた。銀行口座をもたないアンバンク世帯は 7.7%、900 万世帯、1700 万の成人に上る。さらに、口座はもっているものの、十分な銀行サービスが受けられないアンダーバンク世帯に至っては 17.9%、2100 万世帯、4300 万の成人に及ぶ (FDIC [2009])。

FRB の 2010 年「消費者金融調査」に基づき、当座預金口座をもたない理由 (単一回答式) を挙げていくと、(a)「銀行と取引するのが嫌い」27.8%、(b)「口座を維持するに値するほど小切手を振り出さない」20.3%、(c)「サービス料金が高すぎる」10.6%、(d)「十分なお金がない」10.3%、(e)「最低預金残高要件が高すぎる」7.4%、(f)「口座を欲しいと思わない、必要としない」7.3%、(g)「当座預金口座を管理もしくは維持できない」4.7%、(h)「信用履歴の問題」4.2%と続き、(i)「その他」が 7.4%である。最低預金残高要件、口座維持手数料、ATM 利用など各種手数料の上昇、当座借越や不渡り小切手の高額のパナルティなど、銀行の慣行、「隠された手数料」(hidden fees) が低所得層を排除し、低所得層も銀行を敬遠するようになっていく。

アンバンクおよびアンダーバンク世帯の世帯主は、黒人、ヒスパニック、先住民などのマイノリティ、スペイン語しか話さない外国生まれ、非婚者、低学歴、比較的若年といった特性をもつ傾向がある (FDIC [2009])。

ただし、アンバンクとアンダーバンク世帯の間には注目すべき相違もある。所得階級別にアンバンク世帯比率を見ると、1 万 5000 ドル未満が 27.1%、1 万 1000 ~ 3 万ドルが 13.0%、3 万 ~ 5 万ドルが 4.2%、5 万 ~ 7 万 5000 ドルが 1.5%、7 万 5000 ドル以上が 0.3%と、所得階級が上がるにつれて比率は急低下している。それに対して、アンダー

バンク世帯比率は、1 万 5000 ドル未満が 22.3%、1 万 5000 ~ 3 万ドルが 23.8%、3 万 ~ 5 万ドルが 24.0%、5 万 ~ 7 万 5000 ドルが 28.0%、7 万 5000 ドル以上は 11.3%となっている (FDIC [2009])。つまり、アンバンクは低所得層に集中しているのに対し、アンダーバンクは中間層にまで浸透しているのである。

② 金融サービス機関は、伝統的金融サービス機関 (TFSIs) と代替的金融サービス機関 (AFSIs) に大別される (Bradley, Burhouse, Gratton and Miller [2009])。TFSIs は預金取扱金融機関と同義である。AFSIs は、預金取扱金融機関ではないが、それに代替するようなサービスを提供する金融機関である。AFSIs には、小切手換金、マネーオーダー、送金、請求書支払、プリペイドカード、両替などの取引型商品・サービスと、ペイデイローン、購入権付レンタル契約 (RTO; rent-to-own)、質屋、税還付担保ローン、車検証ローン、バイヒア・ペイヒアなどの信用型商品・サービスがある。

AFSIs では、それぞれの金融商品・サービスが個別の事業者によって提供されるわけではない。同一の事業者が複数の金融商品・サービスを提供している。とくに、小切手換金、マネーオーダー、送金、請求書支払、プリペイドカードは、ほとんどの事業者が提供している。TFSIs においては、口座をもつことで様々な金融サービスが提供されるが、AFSIs は手数料ベースの 1 回限りのサービスであり、えてしてその手数料は高価である。

クレジットカードは消費の原動力であったが、クレジットカードをもつほど信用力のない人々は、SVC (Stored-value card) と呼ばれるプリペイドカードを使うようになっていく (Bradley, Burhouse, Gratton and Miller [2009])。これは、ギフトカードなど使いきりのクローズドループ型と、追加入金可能なオープンループ型がある。発行額は前者が圧倒的であったが、近年、後者の成長は目覚ましい。

身分証明や銀行口座が不要で、信用履歴不問の VISA や Master のロゴの入った追加入金可能なプリペイド式デビットカードである。概してこれらは「隠された手数料」を含んでいる。各種手数料については表示義務が課されている。だが、金融リテラシーが高いとは言えない消費者が、全てに目を通すことはほぼありえない。そのため「隠された手数料」となり、知らないうちに高い手数料を支払うことになりうる。とはいえ、この市場の潜在的可能性はきわめて大きく、一部の商業銀行も自らのブランドのカードを発行しつつある。

さて、Caskey [1994] を嚆矢とし、Barr [2012] に連なる諸研究は、低所得層、マイノリティの金融行動が中間層以上のそれとは異なること、また、金融自由化の中で AFSIs

が族生していることを明らかにしてきた。

AFSIsは、金融自由化と軌を一にして数を増やしてきた。低所得層、マイノリティ居住地域での銀行支店閉鎖などにその原因が求められている。ところが、AFSIsの立地に関するいくつかの研究によると、TFSIsの空白地帯をAFSIsが埋めているわけではなく、9割方のAFSIsは、TFSIsから1マイル以内に位置しているという。それでも、AFSIsは、所得水準が低く、貧困率、マイノリティ人口比率が高く、外国籍、単身家庭の多い地域に集中する傾向がある。つまり、TFSIsとAFSIsの併存は、異なる金融行動の存在を示すと同時に、TFSIsとAFSIsのセグメンテーションを示すのである。

③ ここでは、AFSIsのうちペイデイローンを取り上げよう。ペイデイローンとは、現金前貸し(cash advance)などとも呼ばれるが、一般に、短期、無担保、少額の消費者金融を意味する。その原型は少なくとも大恐慌期にまで遡れると言われているが、1990年にはわずか500店舗にすぎなかった。1990年代に急増しはじめ、2008年には、ペイデイローンが認められている36の州・特別区に店舗数は2万2000以上を数え、融資額は推定で270億ドル以上(一説には500億ドル以上)取扱件数は約5900万件にまでなった。全国的に見ると、その数はスターバックスの店舗数の2倍、29の州ではマクドナルドの店舗数を上回るという(Parrish and King [2009])。

ペイデイローンは後述の通り、年率換算すると極めて高利のため、上限金利規制(usury law)をもつ多くの州においては、合法的に事業展開することは本来できない。主に北東部、東部太平洋岸諸州ではペイデイローンが認可されていない。しかし、ペイデイローンは、めったにない緊急時の金融難に対処するものであるとの理由で、州の上限金利規制から適用除外にする、あるいは、少額貸付法(small loan law)を設けることで、一定の規制をかけた上で営業が認められている。

ペイデイローンの具体例を挙げよう。次の給料日までの間、100ドルの融資を受けるとする。借り手は、次の給料日を返済期日(通常2週間程度)とする額面115ドルの先日付小切手を振り出す。融資額を上回る15ドル分は「手数料」である。返済期日にその小切手を現金化することにより取引が完結する。現金での支払、または、口座引き落としによる場合もある。

ペイデイローンは、融資額350ドル、満期2週間が典型的である。州により手数料の規制のあり方は異なるが、100ドルにつき15ドルの手数料が徴収されるとすると年率換算で金利は391%、20ドルだと521%という高利になる。350ドルを借りたとき、2週間後の返済額はそれぞれ402.50ドル(手数料52.50ドル)、420.00ドル(手数料70.00ドル)である。そうしたことから利用者は「債

務の罫」に陥りやすい。融資額270億ドルのうち、76%に相当する210億ドル分は、借り手が返済できなくて借り換えを行うことによって生じており、実質的には緊急時の一時的融資手段ではなくなっているのである(Parrish and King [2009])。

(4) ノースカロライナ州ダーラム郡は、人口約23万(広域都市圏人口約180万)名門デューク大学がキャンパスを置いている。かつてはタバコ産業や繊維産業が栄えたが、工場閉鎖とともに中心部は衰退して都市問題が生じた。他方、郊外には裕福な地域が広がっている。「新南部」を代表するハイテク産業、科学技術研究の集積地、リサーチ・トライアングル・パーク(RTP)の一角としての姿である。

1990年代、多くの中南米出身者(ラティーノ/ヒスパニック)が職を求めてダーラムにも流入してきた。彼らには銀行口座がなかったため、現金を携帯している「歩く銀行」として犯罪の標的となりやすかった。また、マツレスの下にお金を隠すしかなく、将来に向けた資産形成の道もなかった。そうした状況を変えるため、コミュニティ組織のエル・セントロ・イスパノ、セルフヘルプ・信用組合、ノースカロライナ州職員信用組合、ノースカロライナ州マイノリティ・サポートセンターによるグラスルーツの動きから、金融機関を設立するという解決策が出された。

そうして2000年、ダーラムに設立されたのがラティーノ・コミュニティ・信用組合(LCCU; Latino Community Credit Union)である。そのビジョンは「全ての人に経済的機会」を提供すること、ミッションは「コミュニティを活性化するための倫理的な金融商品・サービス」を提供することである。LCCUの考えるモデルは、(a)貯蓄及び資産管理手段を手にし、(b)金融教育を受けることを通じて、(c)融資を受けられるようになり、(d)経済的開発と資産形成を最終的に達成する、というものである。

1996年にメキシコからやってきたロベルト・マヤのストーリーをこのモデルに沿って紹介しよう。ラティーノの多くに共通することだが、ロベルトは母国で銀行を利用したことがなかった。(a)2000年、LCCUで貯蓄預金口座を開設、2年後に当座預金口座を開設しデビットカードを手にした。(b)この間、スタッフによるカウンセリングを受け、金融教育プログラムを修了した。(c)2003年、信用履歴を構築するために少額融資を受け、まもなく塗装業に必要な車を購入するためローンを組んだ。(d)2006年、初めて住宅を購入するとともに、塗装業を拡大して従業員を増やすためにローンを申請する予定である。

LCCUの社会的インパクトは目覚ましい。1999年、ダーラムのラティーノ人口の78%はアンバンクドであった。10年後の2009年までに、同郡のラティーノ人口の45%、1万

400 人が LCCU に銀行口座を保有するようになったという。2012 年 12 月現在までに、LCCU は州内に 11 支店を構え、組合員 5 万 4000 人以上、資産 1 億 1200 万ドル、融資額 2 億ドルに成長した。組合員の 95%が低所得者で、75%がかつてはアンバンクドであった。2004 年以降 1700 名が初めて住宅所有者となり、2006 年以降 1200 名以上が金融教育プログラムを修了したのである。

LCCU モデルの有効性は注目を浴び、多くの受賞歴もある。筆者のインタビューによると、ヴァージニア州やワシントン DC などからも進出してほしいとの強い要請があるようだ。しかし、その要請に応えるのは難しいという。なぜなら LCCU の成功のカギは、グラスルーツの動きと、それを支える広範な協力体制の存在にあるからだ。初期投資と営業資金の確保、専門的知識と技術支援の入手、組合員の獲得、スタッフの採用、バックオフィス業務の代行などの業務支援、支店設置費用等の工面など、あらゆる面において、他の信用組合、銀行、行政、非営利組織、政策グループ、大学、教会、財団の支援ネットワークが不可欠だからである。

(5) 金融自由化と共に進んだ所得不平等の中で、低所得層の金融排除の実態を明らかにしてきた。1990 年代以降、金融自由化が加速する中、AFSIs が急増していった。他方、アンバンクド、アンダーバンクドが社会問題として認知されるようになったのは 2000 年代に入ってから、特に後半のことである。それに対して、財務省、FDIC など金融規制・監督当局によって、彼らに銀行口座を与え、安全かつ安価な基礎的銀行サービスを提供しようとするイニシアティブが進行中である。さらに、こうした問題に対処するため、州・地方政府を軸に、銀行や信用組合、コミュニティが連携した Bank on という官民パートナーシップが全米に広がりつつある。これらを金融システムに衡平を取り戻すための取り組みとするのか、それとも単に銀行の潜在的マーケット開拓ための布石としてしまうのか。人々の選択次第である。

参考文献一覧

- Barr, Michael S. [2012] *No Slack: The Financial Lives of Low-Income Americans*. Washington D.C.: Brookings Institute Press.
- Bradley, Christine, Susan Burhouse, Heather Gratton and Rae-Ann Miller. [2009] "Alternative Financial Services: A Primer." *FDIC Quarterly*, Vol. 3, No. 1, Washington D. C.: Federal Deposit Insurance Corporation, pp. 39-47.
- Caskey, John P. [1994] *Fringe Banking: Check-Cashing Outlets, Pawnshops, and the Poor*. New York: Russell Sage Foundation.

FDIC (Federal Deposit Insurance Corporation) [2009] *FDIC Survey of Unbanked and Underbanked Households*. Washington D. C.: Federal Deposit Insurance Corporation.

Parrish, Leslie and Uriah King [2009] "Phantom Demand: Short-term Due Date Generates Need for Repeat Payday Loans, Accounting for 76% of Total Volume." Center for Responsible Lending, July 9.

Piketty, Thomas, and Emmanuel Saez [2012] Update to "Income Inequality in the United States, 1913-1998."

大橋陽 [2013] 「金融システムとアンバンクド」、中本悟・宮崎礼二編『現代アメリカ経済分析：理念・歴史・政策』日本評論社、197-212 頁。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

大橋陽、フリンジバンキングの市場と規制：ペイデイローンの「大きな問い」をめぐって、査読有、証券経済学会年報、第 49 号、2014 年 7 月、pp. 68-82。

大橋陽、アメリカのアンバンクド及びアンダーバンクドに関する諸調査と問題の構図、査読無、金城学院大学論集・社会科学編、第 9 巻第 1 号、2012 年 9 月、pp. 1-14。

〔学会発表〕(計 3 件)

大橋陽、金融排除とフリンジバンキング、アメリカ経済史学会、2013 年 12 月、明海大学。

大橋陽、フリンジバンキングの市場と規制：ペイデイローンの「大きな問い」をめぐって、証券経済学会、2013 年 10 月、札幌学院大学。

大橋陽、アメリカの対外経済政策と成長モデル、政治経済学・経済史学会、2012 年 6 月、東京大学。

〔図書〕(計 2 件)

中本悟・宮崎礼二編、大橋陽ほか、現代アメリカ経済分析：理念・歴史・政策、日本評論社、2013 年。

矢後和彦編、大橋陽ほか、システム危機の歴史的位相：ユーロとドルの危機が問いかけるもの、蒼天社出版、2013 年。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大橋 陽 (OHASHI, Akira)
金城学院大学・国際情報学部・教授
研究者番号：70350957